

だれもが快適にくらしていけるまちづくりをめざして

やまぐちけん

こうどうししん

山口県ユニバーサルデザイン行動指針



へいせい ねん がつ
平成15年3月
やまぐちけん
山口県

はじめに

平成13年(2001年)に阿知須町きらら浜で開催した「山口きらら博」では、「いのち燦めく未来へ」をテーマに定め、新たな未来を創造する博覧会として、数々の新しい試みにチャレンジしました。

ユニバーサルデザインへの試みもその一つです。ユニバーサルデザインは、「すべての人のデザイン」とも言われ、年齢や障害の有無などを越えて、誰もが利用しやすい生活環境を整えていこうとする考え方です。その考え方の根底には、一人ひとりの「いのち」を大切に考え、個性や特性を尊重し、お互いに助け合っていこうとする崇高な精神が流れています。

山口きらら博では、誰もが利用しやすいトイレの整備や、ノンステップバスの運行など、様々なユニバーサルデザインへの試みを行いました。

山口県では、今後、高齢化の進展等により、日常生活や社会生活の中で様々な障壁を感じる方が増えていくと考えられます。そのような社会に対応するため、平成9年に「山口県福祉のまちづくり条例」を制定し、これまでも、施設整備を中心とした環境の整備を行ってきました。

しかしながら、誰もが利用しやすい生活環境は、まち、施設、もの、サービス、情報など、様々な分野で、総合的に進めていく必要があります。

本行動指針はユニバーサルデザインの考え方にに基づき、県が自ら全庁的、総合的に取り組むべき施策の方向を定めるとともに、県民、事業者、市町村等との協働のめやすとなることを期待して策定されました。

本県では今後、この行動指針に基づき、一人ひとりの命の燦めき大切にするユニバーサルデザインへの取組を進めてまいります。つきましては、県民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成15年3月 山口県知事 二井 関成



1 こうどうししんさくてい しゆし 行動指針策定の趣旨

(1) <small>こうどうししんさくてい しゆし</small> 行動指針策定の趣旨	1
(2) <small>こうどうししん せいかく</small> 行動指針の性格	1
(3) <small>こうどうししん みなお</small> 行動指針の見直し	2

2 ユニバーサルデザインとは

(1) ユニバーサルデザインとは	3
(2) <small>やまくち はく ところ</small> 山口きらら博での試み	5
(3) バリアフリーからユニバーサルデザインへ	6

3 こうどうししんさくせい はいけい 行動指針作成の背景

(1) <small>しやかいかんきよう へんか</small> 社会環境の変化	7
(2) <small>ふくし</small> 福祉のまちづくり	13

4 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために すす

(1) <small>やまくちけん すがた</small> 山口県のめざす姿	15
(2) <small>きほんてき してん</small> 基本的な視点	17
(3) <small>すいしん</small> 推進にむけて	18

5 ぐたいてき すいしんほうこう 具体的な推進方向

(1) ひとつくり 19

(ア) ふきゆうけいはつ 普及啓発 19

(イ) じんざいいくせい 人材育成 21

(2) まちづくり 24

(ア) けいかくてき すいしん 計画的なまちづくりの推進 24

(イ) ほこうくうかん せいび 歩行空間の整備 25

(ウ) こうつう せいび 交通システムの整備 26

(エ) こうえん せいび 公園の整備 29

(オ) こうきょうてきせつ じゆうたく せいび 公共的施設・住宅の整備 31

(カ) しょうぎようち かんこうち せいび 商業地・観光地の整備 34

(3) ものづくり 36

(ア) りよう せいひん かいはつ 利用しやすい製品の開発 36

(イ) せいひん りようそくしん ユニバーサルデザイン製品の利用促進 38

(4) サービス・情報の提供 39

(ア) りよう ていきよう 利用しやすいサービスの提供 39

(イ) わ じょうほう ていきよう 分かりやすい情報の提供 41

(5) 社会参加 44

(ア) かいさいじとう はいりよ イベント開催時等の配慮 44

(イ) しゅうろうかんきよう せいび 就労環境の整備 46

(ウ) こそだ かんきよう せいび 子育て環境の整備 47

(エ) かいじよ かんきよう せいび 介助しやすい環境の整備 49

6 ^{すいしん}推進にむけて

(1) ^{けん とりくみ} 県の取組	5 1
(2) ^{けんみん} 県民・ ^{じぎょうしや} NPO・ ^{しちようそんとう} 事業者・ ^{きたい} 市町村等への期待	5 2
^{ようごかいせつ} 用語解説（本文中で ^{ほんぶんちゆう} 印がついている ^{しるし} 用語の ^{ようご} 解説 ^{かいせつ} ）	5 4
(参考) ^{さんこう} 山口 ^{やまくち} きらら ^{はく} 博 ^{こころ} での ^{しるし} 試み	6 0
^{ちが} バリアフリーとユニバーサルデザインの ^{ちが} 違い	6 4
^{じれい} バリアフリーとユニバーサルデザインの ^{じれい} 事例	6 5
^{ふくし} 福祉の ^{けい} まちづくりの ^{けい} 経緯	6 6
^{がいよう} パブリックコメントの ^{がいよう} 概要	6 7

1 行動指針策定の趣旨

(1) 行動指針策定の趣旨

高齢者や障害のある人などを含むすべての人が、個人として尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を営み、その意思と能力に応じて積極的に社会に参加し、喜びの中で長寿を迎えることができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いです。

本県では、これまでも、平成9年3月に制定した山口県福祉のまちづくり条例(P58)に基づいて、誰もが自らの意思で自由に行動し平等に参加することができる社会を目指した様々な取組を進めてきましたが、このような取組を継承・発展させ、福祉のまちづくりをより幅広く効果的に進めていくため、「ユニバーサルデザイン」(P58)の考え方に基^すづいてまちづくりを進めていくこととし、この行動指針を策定しました。

(2) 行動指針の性格

この行動指針は県において、様々な分野で、全庁的、総合的に、ユニバーサルデザインの考え方に基^すづいたまちづくりを進めていくための基本的な方向を示すものです。

また、この行動指針は、県民、市町村、事業者など、様々な主体が、幅広い分野で、すべての人にやさしいまちづくりに向け、協働して取り組む際のひとつのめやすとなることを期待するものです。

(3) 行動指針の見直し

ユニバーサルデザインに関する技術革新等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

県産品の中のユニバーサルデザイン



紙パック牛乳

紙パック牛乳の矢印部分に切り欠

きがあります。

この切り欠きは、視覚に障害のある

人が紙パックを開封しなくても、ジュ

ース類と牛乳を区別できるための工

夫です。



家庭用ラップ

家庭用ラップの箱の矢印部分にWの

字のエンボス（型押し）加工がありま

す。

この加工は、視覚に障害のある人が

箱を開封しなくても、アルミホイルと

ラップを区別できるための工夫です。

2 ユニバーサルデザインとは

(1) ユニバーサルデザインとは

「ユニバーサルデザイン」(P58)は、「こうれいしや高齢者やしょうがい障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われます。

「ユニバーサルデザイン」という言葉は、1980年前後に、アメリカの建築家、ロン・メイス(P59)が使い始めました。ロン・メイス氏は、障害のある人のために配慮されたものは、他の人にも使いやすいと考え、障害のある人をはじめ、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」を提唱しました。

既に、私たちの身の回りには、ライター(P59)や温水シャワー付きトイレなど、障害のある人のために考え出されたものが、私たちの生活を快適にするために欠かせなくなっている事例が、たくさんあります。

「ユニバーサルデザイン」の考え方は、障害のあるなしに関わらずという視点から生まれましたが、現在では意味が大きく広がり、年齢、性別、身体、国籍、などにも関わらず、「すべての人」に利用しやすい環境を整備していくことを意味しています。

ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの考え方を理解するためには、ロン・メイ
ス氏が中心になって定められたユニバーサルデザインの7原則が参
考になります。

7原則すべてを満たす必要はありません。

ユニバーサルデザイン 7原則

- 1 : 誰にでも公平に利用できること
- 2 : 使う上で自由度が高いこと
- 3 : 使い方が簡単ですぐわかること
- 4 : 必要な情報がすぐに理解できること
- 5 : うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6 : 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7 : アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

(2) 山口きらら博での試み

平成13年(2001年)に阿知須町で開催した「山口きらら博(P58)」のテーマは「いのち燦めく未来へ」でした。

新たな未来を創造するための実験の場として、数々の新しい試みが行われました。誰もが利用しやすい環境を整備する「ユニバーサルデザイン」に対する取組も、その一つです。

取組のいくつかは、山口きらら博の会場跡地に整備された「きららスポーツ交流公園」で見ることができます。



坂道途中の休憩所

(きららスポーツ交流公園 阿知須町)

公園内の坂道は、山口県福祉のまちづくり条例の基準に基づいて、ゆるやかな勾配や休憩所の設置等の配慮がされています。

休憩所の手すりは、一般用と子供用に2本設置されています。



多目的トイレ

(きららスポーツ交流公園 阿知須町)

障害のある人のほか、子ども連れの人にも配慮して、小児用小便器、小児用便座、おむつ替えシートを設置しています。

(3) バリアフリーからユニバーサルデザインへ

本県ではこれまで、高齢者や障害のある人をはじめとする誰もが、自らの意思で自由に行動し、平等に参加することができる社会を築く福祉のまちづくりを推進するため、日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くバリアフリー(P57)に取り組んできました。

段差を解消するためにスロープを設置するなど、個々の障壁を取り除く点において、バリアフリーは大きな成果を上げてきました。今後も、めがね、義肢など、特定の人を使用するものや、重度の障害がある人に対するバリアフリーは、重要な役割が期待されています。

しかしながら、バリアフリーの取組は、高齢者や障害のある人など「特別の配慮」を必要とする人のための取組と認識されることが多く、このことが逆に、高齢者や障害のある人を「特別な人々」として差別する意識を生んでしまうおそれがないとは言えません。

このようなバリアフリーの問題点を克服しながら、障壁をなくしていくためには、障害のある人を含めた、誰もが利用しやすい環境整備を進めていくユニバーサルデザインの考え方が必要と考えられます。既存の障壁を取り除く際にも、他の障害がある人をはじめとするすべての人に配慮したユニバーサルデザインの視点が必要と考えられます。

また、そのような考え方で整備を進めていく中で、今後の技術革新により、バリアフリーでしか対応できなかったものが、ユニバーサルデザインにより快適に対応できる可能性もあります。

このような、ユニバーサルデザインへの取組、ユニバーサルデザインのまちづくりは、誰もが自らの意思で自由に行動し平等な社会を構築する福祉のまちづくりの推進に、大きく資すると考えられます。

3 行動指針作成の背景

(1) 社会環境の変化

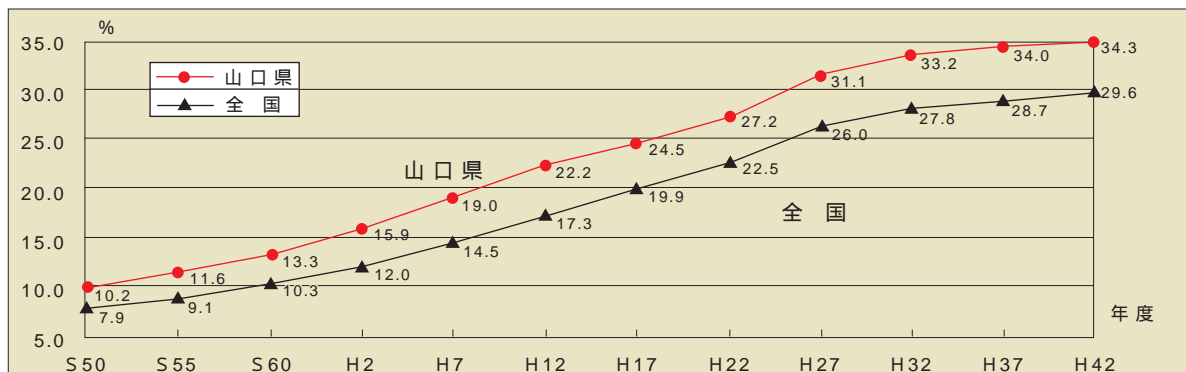
高齢者の増加

誰でも年をとれば、日常生活や社会生活で、身体の機能低下に伴う制約を受けやすくなります。

本県の総人口は 1,527,964人で、このうち65歳以上の高齢者の人口は 339,836人です。(平成12年10月1日現在、「国勢調査」) 総人口に占める65歳以上の高齢者の人口の割合(以下「高齢化率」)は、22.2%で、全国平均の17.3%を4.9ポイント上回り、全国で6番目に高い水準にあります。

また、今後の高齢化率の推移は、平成22年(2010年)に、27.2%で4人に1人が高齢者になり、平成37年(2025年)には34.0%で、3人に1人が高齢者になると予想されています。

図1 高齢化率の推移と将来推計



資料：平成12年までは「国勢調査」、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口」による。

また、市町村別に見た場合では、高齢化率が50%を超える町が1つあります。56市町村のうち半数を超える36市町村において高齢化率が25%を超えており、1町を除く55市町村で高齢化率が全国平均より高くなっています。

このように、本県、あるいは県内各市町村は、日常生活や社会生活で、身体機能低下に伴う制約を受けやすい高齢者の割合が全国的に高く、今後もますます増えていくと考えられます。したがって、高齢者や、高齢者を介護する人が快適に暮らしていける、生活環境の整備が必要になっています。

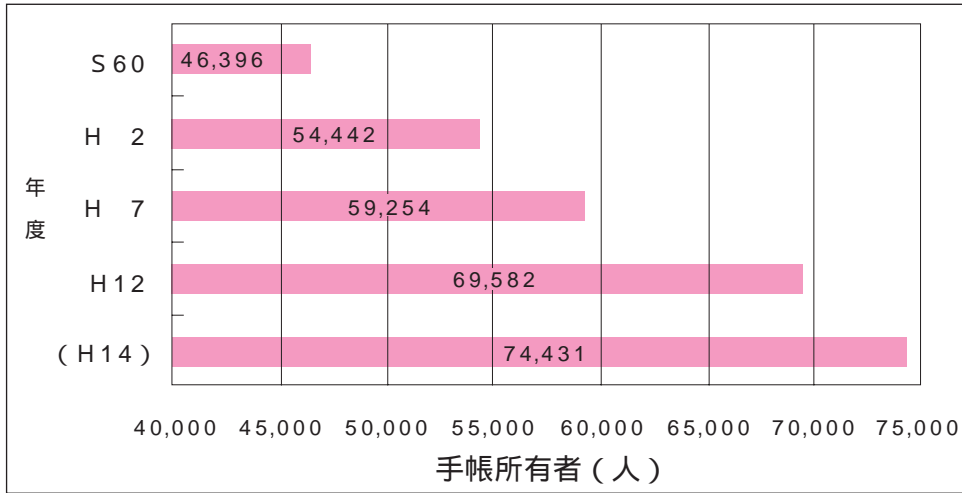
障害のある人の増加

本県の身体障害のある人の状況をみると、身体障害者手帳所持者が平成15年1月末現在で、74,431人であり、人口1,000人当たり49.1人となっています。

平成7年度の調査では、身体障害者手帳所持者が59,254人であり、人口1,000人当たり38.3人で、身体障害のある人は実数、総人口に占める割合とも増加の傾向にあります。

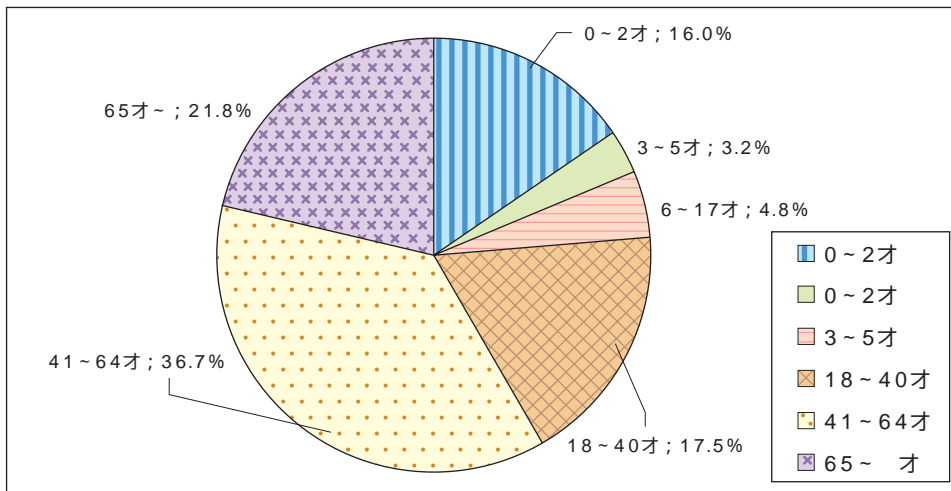
また、障害者（児）実態調査（平成13年11月）によれば、障害が発生した時期は41歳から64歳までの間が36.7%と最も高くなっており、40歳を超えて脳血管障害や疾病等で障害が発生する人が多くなっています。

図2 身体障害者手帳所持者の推移（山口県）（障害者（児）実態調査（H13）から）



平成14年度は、平成15年1月末、他は3月末の身体障害者手帳所持者数

図3 障害が発生した時期（障害者（児）実態調査から）



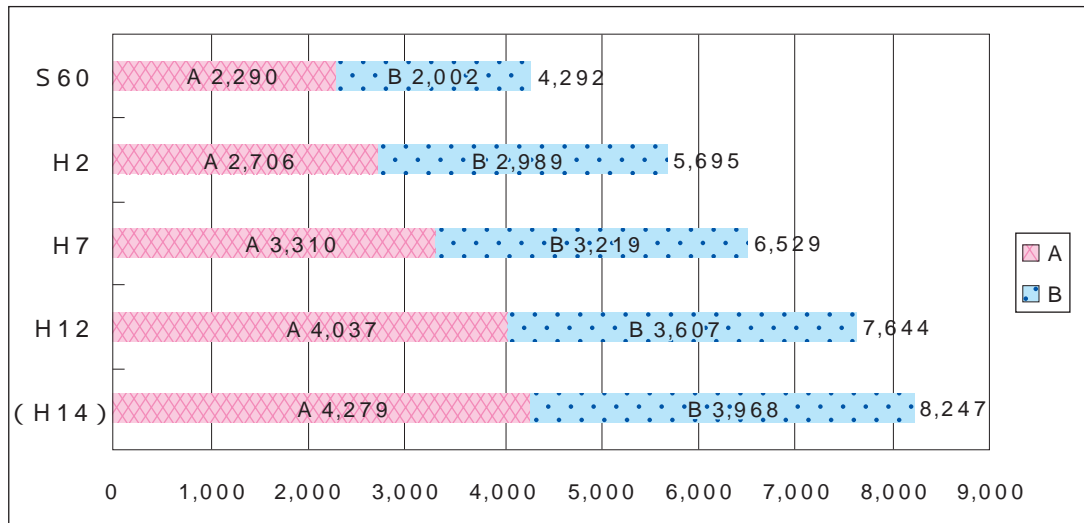
知的障害のある人については、平成15年2月末現在で、療育手帳所持者が8,247人と年々増加してきており、人口1,000人当たりの所持者数も年々増加してきています。

精神障害のある人についても、13年度末において、精神障害者保健福祉手帳所持者数が2,976人と年々増加しており、人口1,000人当たりの所持者数も年々増加する傾向にあります。（入院・公費負担通院患者

数でみた場合、13年度末において、入院患者数は5,391人であり横ばい傾向にあります。公費負担通院患者数は8,512人であり、実数、割合とも増加の傾向にあります。）

また、近年の問題として、学習障害（LD）児（P54）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児（P57）等の増加もあげられます。

図4 療育手帳所持者の推移（障害者（児）実態調査（H13）から）



平成14年度は、平成15年2月末、他は3月末の療育手帳所持者

図5 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

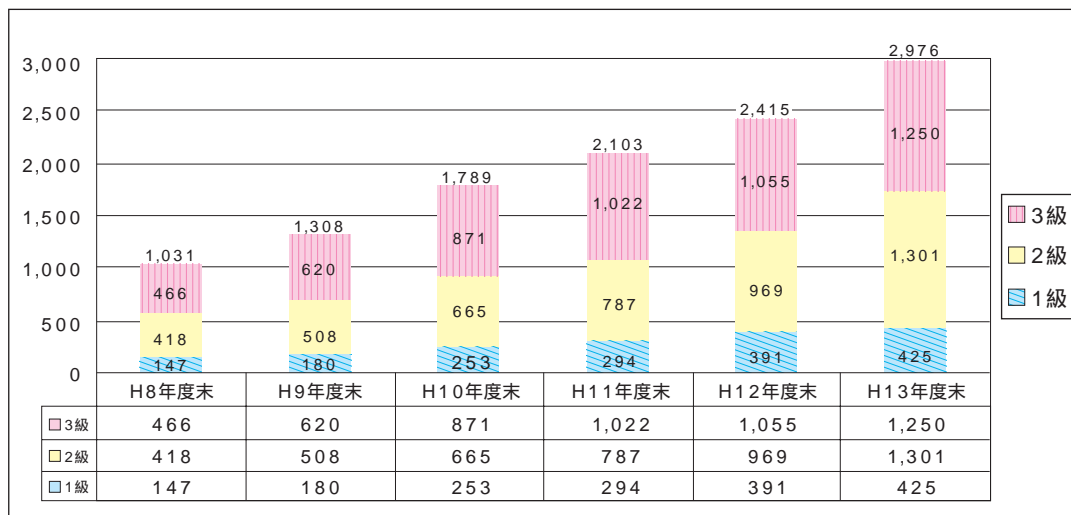
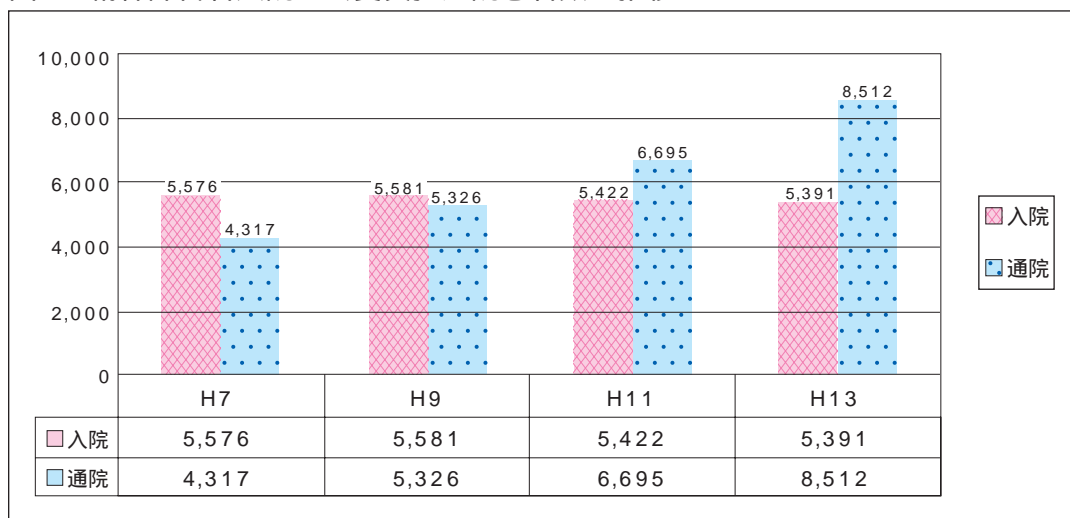


図6 精神障害者入院・公費負担通院患者数の推移



高齢化の進展等に伴って、今後も障害のある人は増えていくと見込まれることから、障害のある人や、障害のある人を介護する人が快適に暮らしていける生活環境を総合的に整備していくことがますます重要になってきています。

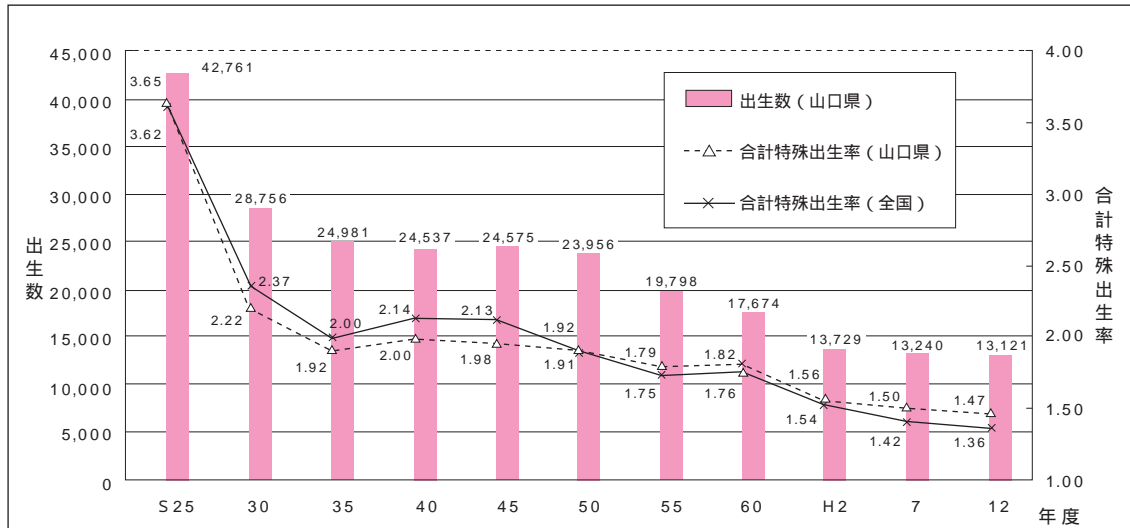
少子化の進行

本県の合計特殊出生率（注）は、人口を維持していくために必要とされている2.08を下回っており、少子化対策は、本県の重要な課題となっています。

したがって、妊産婦、子ども連れの方、児童などが障壁がなく、快適に暮らしていけるように、子育てにやさしい環境づくりが求められています。

（注）合計特殊出生率：ひとりの女性が一生の間に産む子供の数

ず しゅつせいすう ごうけいとくしゅしゅつせいすう
 図7 出生数・合計特殊出生率



その他

病気やけがをした時などには、誰もが生活環境の中で様々な制約があることを感じる事となります。病気やけがは、自分自身、あるいは家族などの身近な人の出来事として起こりうるものであり、ユニバーサルデザインのまちづくりでは、そのような何らかの事情で日常生活に制限を受ける人に対しても配慮を行っていくことが望まれます。

また、本県では、歴史的に海外との人や物の交流が盛んですが、国際交流が進む中で、日本語や日本の文化風習がわからない外国の人に対する配慮も求められています。

(2) 福祉のまちづくり

福祉のまちづくりの経緯

山口県では、障害者をはじめとするすべての人が利用しやすい環境整備を進めるため、指針を作成して関係者への普及に努めてきました。

昭和54年12月には「障害者のための施設整備指針」を作成しましたが、昭和63年3月には、障害者を含めたすべての県民を対象にした「環境整備の手引き」に改訂され、さらに平成7年3月には「福祉のまちづくり環境整備指針」に改訂されました。

これらの流れを受けて、平成9年には「山口県福祉のまちづくり条例」(P58)が制定されました。

「山口県福祉のまちづくり条例」では、対象者を高齢者や障害のある人だけではなく、妊産婦、病弱者、乳幼児を連れた人、けが人、児童などと幅広くとらえています。

そして、新たに施設を整備する際には、山口県福祉のまちづくり条例に基づく基準に従って、最初から、スロープ(傾斜路)や授乳室を設置する等の配慮を行うように求めています。

また、環境整備の対象についても広くとらえ、施設、物品、役務(サービス)等を、利用しやすく提供するように求めています。

このため県では条例の趣旨に添って、公共的施設の整備、福祉のまちづくり賞の表彰、ボランティアの育成、福祉マップのホームページ作成等、ハード、ソフト両面から、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めて

きました。

また、山口県福祉のまちづくり条例の制定に前後して、国においても
ハートビル法(P57)や交通バリアフリー法(P55)の制定など、法整
備が進んでいます。

このような取組を継承し発展させるため、総合的な推進方策の策定が
求められています。



山口県福祉のまちづくり条例適合証

山口県福祉のまちづくり条例の基準に従った、
誰もが利用しやすい施設に対して、適合証が交付さ
れます。

適合証は、平成9年10月の条例施行から、平成
14年12月末までの間に、107施設に交付され
ました。適合証交付施設は県のホームページに掲載
しています。



適合証交付施設

(いしい記念病院 岩国市)

適合証交付施設の一つである写真の病院では、階
ごとにカラーイメージや魚、鳥、花などのテーマを
定めています。各病室の入口にはテーマに応じた絵
を大きな部屋番号とともに掲げる他、ドア脇に縦方
向の手すりを設置するなどの工夫をしています。

優れた取組として、山口県福祉のまちづくり賞を
受賞しています。

4 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために

(1) 山口県のめざす姿

一人ひとりの個性、特性を尊重する社会づくり

一人ひとりの命を大切に考え、一人ひとりの個性や特性を尊重する社会づくりをめざします。

誰もが個々の役割をはたし、協働する社会づくり

あらゆる分野にわたって環境を整備していくためには、県民、NPO (P54)、事業者、行政など、誰もがそれぞれの役割を果たし、助け合いながら協働する社会づくりをめざします。

誰もが自立し、自由に行動・参加できるまちづくり

高齢者や障害のある人の増加、少子化、国際化などへ対応するため、誰もが自立し、自由に行動・参加できるまちづくりをめざします。

誰もが快適に利用できる生活環境づくり

施設、物、役務（サービス）など、誰もが快適に利用できる生活環境づくりをめざします。

また、ユニバーサルデザインによる施設整備を進めた上で、ユニバーサルデザインによるサービスや施設運営を行うなど、ハード・ソフトが一体となった環境整備をめざします。



オストメイト対応多目的トイレ

（山口宇部空港ビル株式会社 宇部市）

写真のトイレは、車いす使用者だけではなくオストメイト（人工膀胱・人工肛門造設者）に対応したトイレです。

写真右に、腹部を洗うシャワーや汚物流しが設置されています。

(2) 基本的な視点

ひとづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりには、すべての^{けんみん} 県民・^{じぎょうしゃ} 事業者・^{ぎょう} 行政が、一人ひとりの^{いのち} 命を大切に^{かんが} 考え、一人ひとりの^{こせい} 個性や^{とくせい} 特性を理解し、^{たが} お互いに^{おも} 思いやり、^{たす} 助け合いながら^あ 協働により^{きょうどう} 進めていくことが^{すす} 求められます。

すべての人が^{ひと} 利用しやすい^{りよう} 環境づくりは、^{かんきよう} 行政や^{ぎょうせい} 事業者、^{じぎょうしゃ} 研究者による^{けんきゆうしゃ} 取組に加えて、^{とりくみ} 利用者側の^{くわ} 提言や^{りよう} ボランティアなどへの^{りよう} 積極的な^{しや} 参加により^{ていげん} 進められます。^{せつきよくてき} ^{さん} ^か

このため、ユニバーサルデザインの^{かんが} 考え方の^{かた} 普及啓発や、ユニバーサル^{ふきゆうけいはつ} デザイン^{すいしん} 推進を^{にな} 担う^{じんざいいくせい} 人材育成が^{たいせつ} 大切です。

まちづくり

すべての人が、^{ひと} 安全に、^{あんぜん} 安心して、^{あんしん} 快適に^{かいてき} 暮らしていけるように、^く まち、^{こうつう} 交通システム、^{こうえん} 公園、^{しせつ} 施設、^{しょうぎようち} 商業地・^{かんこうち} 観光地の^{かんきようせいび} 環境整備が^{もと} 求められます。

また、^{だれ} 誰もが^{かいてき} 快適に^く 暮らしていけるように、^{いこ} 憩いの^ば 場や^{こうりゆう} 交流の^ば 場としての^{きのう} 機能の^{じゆうじつ} 充実が^{もと} 求められます。

ものづくり

すべての人が、安全に、安心して、快適に利用できるような、ものづくりが求められます。

また、そのようなものづくりの利用を促進していくための普及啓発が求められます。

サービス・情報の提供

すべての人に対して、必要なサービスや情報を、利用しやすい方法で、提供していくことが求められます。

社会参加

すべての人が、自由に社会参加するための環境整備が求められます。

(3) 推進にむけて

すべての人のために、あらゆる分野にわたって総合的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、体制づくりが求められます。

また、協働によりユニバーサルデザインを進めていくためのしくみづくりが求められます。

さらに、すべての人に対して、必要なサービスや情報を、利用しやすい方法で、提供していくことが求められます。

5 具体的な推進方向

(1) ひとづくり

(ア) 普及啓発

現状と課題

誰もが利用しやすい環境づくりを進めていくためには、一人ひとりの個性や特性を理解し、お互いに思いやり、助け合う気持ちが大切です。

高齢者や障害のある人に対する理解は進んでいますが、依然として偏見や差別といった「心の壁」があり、ハードだけではなく、ソフト面の配慮も求められています。

ユニバーサルデザインについて、情報が提供される機会が少なく、県民にも周知されていません。

ユニバーサルデザインによる配慮は、周囲の環境にうまく溶け込んでいるため、その存在や重要性に気がつきにくい面があります。

取組の方向

すべての県民が、一人ひとりの個性や特性を理解して、お互いに思いやり、助け合う気持ちを育み、ユニバーサルデザインの取組や相互に協力し合う環境づくりが進むように普及啓発を行います。

ユニバーサルデザインの考え方や利点、バリアフリーとの違いなど
について、情報を提供する機会を増やします。

具体的な取組

広報誌・テレビ・インターネットなどの様々なメディアを媒介として、ユニバーサルデザインの考え方を紹介します。

事例集・マニュアル等の作成、講演会の開催などにより、ユニバーサルデザインへの具体的な取組方法を紹介します。

移動展示会や常設展示等により、ユニバーサルデザインを体験できる機会を提供します。

県の施設整備、サービスの提供に当たって行ったユニバーサルデザインの取組について、インターネットなどを通じて普及啓発を行い、事業者などの取組を促進します。

絵などによる誰にでも分かりやすい表示方法や、高齢者や障害のある人に対する接遇など、コミュニケーションを深める取組を進めます。



きょうようひん てんじ
 共用品(P56)の展示

(ユニバーサルデザインフォーラム 防府市)

やまぐちけん やまぐち はく
 山口県では、山口きらら博やユニバーサル
 デザインフォーラム等を通じてユニバーサル
 デザインの普及啓発に努めています。

しやしん へい
 写真はユニバーサルデザインフォーラム(平
 成14年8月)における共用品等、ユニバー
 サルデザイン商品の展示状況です。

じんざいいくせい
 (イ)人材育成

げんじょう かだい
 現状と課題

だれ りょう かんきょう すす ひとり
 誰もが利用しやすい環境づくりを進めていくためには、一人ひとり
 いのち たいせつ かんが だれ じゆう こうどう さんか けんり も
 の命を大切に考え、誰もが自由に行動し、参加できる権利を持っている
 ことへの理解が必要です。

こせい とくせい ひと りかい とくべつし はい
 いろいろな個性や特性の人がいることを理解し、特別視したり、排
 じよ たが おも たす あ きも ひつよう
 除したりすることなく、お互いに思いやり、助け合う気持が必要で
 す。

すす さまざま
 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくためには、様々な
 ぶんや すいしん せんもんか けんきゆうしや ひつよう
 分野において推進していく専門家、研究者が必要です。

とりくみ ほうこう 取組の方向

がっこうきょうい く しやかいきょうい く ちいき かつどう ひとり こせい
学校教育や社会教育、地域活動などにおいて、一人ひとりの個性や
とくせい りかい たが おも たす あ き も はくく
特性を理解し、お互いに思いやり、助け合う気持ちを育みます。

すいしん せんもんか けんきゅうしや いくせい
ユニバーサルデザインを推進していくため、専門家、研究者の育成
ほか
を図ります。

ぐたいてき とりくみ 具体的な取組

がっこうきょうい く すいしん 学校教育の推進

こうれいしや しょうがい ひと さまざま ひと こうりゆう ふか
高齢者や障害のある人など、様々な人々との交流を深めることによ
ひとり こせい とくせい りかい とも い しやかい いしき
り、一人ひとりの個性・特性を理解し、共に生きるという社会の意識
きょうい く おこな
づくりの教育を行います。

はいりよ しせつ けんがく しょうひん りょうたいけん
ユニバーサルデザインに配慮された施設の見学や商品の利用体験、
かつどう さんか じどう せいと
ボランティア活動への参加などにより、児童・生徒のユニバーサルデ
りかい すす
ザインの理解を進めます。

しょうがいがくしゅう すいしん 生涯学習の推進

しょうがいがくしゅう ば かんが かた と い
生涯学習の場において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ
こうざうんえい つと
た講座運営に努めます。

ボランティア活動の振興

地域において介助、案内等に携わるボランティア活動の振興を図ります。

専門家や指導者の育成

関係団体や大学など各種関係機関によるユニバーサルデザインの専門家や研究者の育成を図ります。

県職員の研修

ユニバーサルデザインに配慮した県事業を進めていくため、県職員に対して研修を行います。

(2) まちづくり

(ア) 計画的なまちづくりの推進

現状と課題

ユニバーサルデザインの考え方に基^{かんが}づいてまちづくりを進^{すす}めていくためには、建^{たてもの}物、道^{どうろ}路、公^{こうえん}園等、個^こ々の施^し設のユニバーサルデザイン化^かに加^{くわ}えて、利^り用者^{りようしや}の移^い動^{どう}経^{けい}路^ろに配^{はい}慮^{りよ}した面^{めん}的^{てき}な整^{せい}備^びを計^{けい}画^{かく}的^{てき}に進^{すす}めていくことが必要^{ひつよう}です。

取組の方向

建^{たてもの}物、道^{どうろ}路、公^{こうえん}園等^{いつたい}が一^{せい}体^びとな^なった整^{せい}備^びを、ユニバーサルデザイン^{かんが}の考^{かんが}え方^{かた}に基^{もと}づき計^{けい}画^{かく}的^{てき}に進^{すす}めます。

具体的な取組

県^{けん}が各^{かく}部^ぶ局^{きよく}におい^て策^{さく}定^{てい}する各^{かく}種^{しゆ}のまちづくり計^{けい}画^{かく}に、建^{たてもの}物、道^{どうろ}路、公^{こうえん}園等、個^こ々の施^し設のユニバーサルデザイン化^かに加^{くわ}えて、利^り用者^{りようしや}の移^い動^{どう}経^{けい}路^ろに配^{はい}慮^{りよ}した面^{めん}的^{てき}な整^{せい}備^びを盛^もり込^こみます。

また、国^{くに}・市^し町^{ちやう}村^{そん}・開^{かい}発^{はつ}事^じ業^{ぎやう}者^{しや}・交^{こう}通^{つう}事^じ業^{ぎやう}者^{しや}等^{とう}のまちづくり計^{けい}画^{かく}策^{さく}定^{てい}に当^あたっ^て、ユニバーサルデザインの考^{かんが}え方^{かた}を盛^もり込^こむよう^に要^{よう}請^{せい}します。

(イ) 歩行空間の整備

現状と課題

歩行空間については、安全に移動できるだけでなく、快適に利用できるための機能が求められています。

取組の方向

歩行空間の整備に当たっては、誰もが安心して、快適に利用できるための、交流機能や休憩機能をもつ空間として整備していきます。



電動カート(P57)に乗る人

(都市計画街路 柳井駅前線の

柳井市)

電動カートの使用により、高齢者や障

害のある人の行動範囲が広がります。

写真の歩道は、電線類の地中化や、幅

広で段差のない歩道の整備により、電動

カートでも通行しやすくなっています。

具体的な取組

幅の広い歩道の整備、電線の地中化、段差の解消などを進めます。

車いす、ベビーカー、電動カート(P56)等での利用がしやすい歩行空間の整備を進めます。

高齢者・障害のある人・子ども連れの人などの外出を支援するため、障害のある人などに配慮した駐車場や多目的トイレ等の整備を進めます。

整備に当たっては、わかりやすい案内表示などにより、これらの設備の情報提供を進めます。案内表示には必要に応じて外国語の併記も行います。

歩行者に安らぎを与えたり、交流の場となるように、ベンチ・ポケットパーク(P57)・植樹などの設置を進めます。

(ウ) 交通システムの整備

現状と課題

本県は、中小都市が分散する分散型都市構造をもっており、高齢者や障害のある人をはじめとした誰もがまちからまちへ、あるいは郊外

からまちへ、安全かつ快適に移動できる交通システムを整備する必要があります。

駅やバスターミナルなどの旅客施設には段差や階段が多く、電車、バス、タクシーなどの車両は乗降口に段差があるなど、利用しにくく不便なものがあります。

取組の方向

誰もが安全かつ円滑に移動できる交通システムの整備を進めます。

具体的な取組

わかりやすい、標準化・統一化された案内表示や大型交通規制標識の設置を進めます。

車いす、ベビーカー、電動カート等での利用がしやすい経路の整備を進めます。

昇降設備や十分な幅員等を確保した、誰もが利用しやすい交通システムの整備を進めます。

ノンステップバス(P57)やワンステップバス(P59)での昇降に対応した、歩道の高さや幅員の確保を進めます。

おんせい し しんごうそうち こうつうりよう おう あおしんごう びようすう しんしゆく
音声で知らせる信号装置、交通量に応じて青信号の秒数を伸縮させ
しんごうそうち せつち しんごうとうき か すず
る信号装置の設置、信号灯器のLED(P54)化などを進めます。

じようこう ようい えんかつ りよう つ
乗降が容易で、円滑に利用できるノンステップバスやスロープ付き
しやりよう どうにゆう そくしん
車輦などの導入を促進します。

こうつうきかんかんけいしゃ しやうがい ひと じようこうじ たいおう せつきやく
交通機関関係者による障害のある人への乗降時の対応など、接客サ
こうじよう そくしん
ービスの向上を促進します。

とうちやくじかん の か だれ じようほうていきよう
バスの到着時間、乗り換えなど、誰にでもわかりやすい情報提供を
そくしん
促進します。

てい えきしや かいてき りよう や ね せつち そく
バス停、駅舎などを快適に利用するため、ベンチ、屋根の設置を促
しん
進します。



ノンステップバス (P57)

はぎし
(萩市)

へいせい ねん がつ やまぐちけん だい ごう
平成11年4月に山口県で第1号のノンス
わきちよう どうにゆう
テップバスが和木町に導入されました。

へいせい ねん こうつう ほう せいてい
平成12年に交通バリアフリー法が制定さ
けんない
れたこともあり、県内のノンステップバスの
だいすう ねんねんぞうか
台数は年々増加しています。

しやしん はぎし ひのじどうしゃ かいはつ
写真は萩市と日野自動車によって開発され
こくさんはつ こがた やまぐちけん
た国産初の小型ノンステップバスで、山口県
ふくし しょう じゆしょう
福祉のまちづくり賞を受賞しました。

(工) 公園の整備

現状と課題

高齢者、障害のある人、子ども連れの人など誰もが快適に利用できる憩いの場として、公園の整備を進める必要があります。

取組の方向

誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめ、快適にすごせる憩いの場として、公園の整備を進めます。

具体的な取組

公園の案内リーフレットの配布、触知図(P55)の設置、文字の大きさ・配色・字体・表示の取り付け位置などに配慮した案内表示、音声ガイド設備など、誰もがわかりやすく利用しやすい情報提供を進めます。

公園のすべての出入口について、車いす・ベビーカー・電動カート等が利用しやすい、広い幅の確保や段差の解消などを進めます。

誰もが利用しやすい駐車場・多目的トイレ・遊具などの整備や、案内表示の設置を進めます。

くさばな じゆもく みずべ しぜんかんきよう どうしよくぶつ した ゆう
草花・樹木・水辺などの自然環境や、動植物などに親しみやすい遊
ほ どう せいび あんないひようじ せつち すず
歩道の整備、わかりやすい案内表示の設置を進めます。

しかく しょうがい ひと くさき ぶ くるま ひと あんぜん みずべ
視覚に障害のある人が草木に触れたり、車いすの人が安全に水辺に
ちか ちか はいりよ おこな
近づくことができるなどの配慮を行います。

くるま でんどう どう りよう はば
車いす、ベビーカー、電動カート等での利用がしやすいように、幅
ひろ けいしゃ ゆる ほそうざいりよう はいりよ ゆうほどう せいび
が広く、傾斜が緩やかで、舗装材料に配慮した遊歩道の整備 や、わか
りやすい案内表示の設置を進めます。

だれ きゆうけいしよ せいび すず
誰もがくつろげる休憩所の整備などを進めます。

こうれいしゃ しょうがい ひと こ あんぜん こうえん
高齢者・障害のある人・子どもなどにとって安全な公園となるよう
うんえいかんり つと
な運営管理に努めます。



「いこいの水広場」

いしんひやくねんきねんこうえん やまぐちし
(維新百年記念公園 山口市)

しょうがい ひと こ だれ あん
障害のある人や子どもなど、誰もが安
ぜん しぜん みず した みずひろ
全に自然や水と親しむことのできる水広
ば
場です。

みずひろば つう えんろ こうばい くるま
水広場に通じる園路の勾配は、車いす
ひと りよう はいりよ こうばい
の人の利用に配慮して、ゆるやかな勾配
となっています。

(オ) 公共的施設・住宅の整備

現状と課題

施設の周辺や内部に、昇降装置がなかったり、段差があったり、案内表示が不十分などのため、利用しづらい施設があります。

交流の場や憩いの場として、快適な施設づくりが求められます。

取組の方向

公共的施設・住宅の整備に当たっては、誰もが安全かつ快適に利用できる施設の整備を進めます。また、交流の場や憩いの場としての機能を付加した施設整備を進めます。

具体的な取組

公共的施設の整備

ハートビル法(P57)や福祉のまちづくり条例(P58)の基準に基づき施設整備を進めるとともに、基準の周知徹底を図ります。

昇降装置・多目的トイレ・授乳室の設置など、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備を行います。

また、劇場などにおいて、車いす使用者用客席のサイトライン(P

55)の確保、スロープの設置、子ども連れで観覧できる客席の設置などの取組を進めます。

車いす・ベビーカーなどの利用を前提とした施設整備を進めます。

大きく分かりやすい配色の表示、絵文字や外国語の併記、見えやすい照明の確保、設置場所や設置する高さへの配慮などにより、誰もが利用しやすい案内表示を進めます。

誰もが利用しやすい施設整備を行うための設計指針の作成、事例の紹介、相談体制の整備、建築士の養成などを行います。

休憩場所の設置や柔らかな照明などの配慮により、交流の場や憩いの場としての施設整備を進めます。

多目的トイレや視覚障害者注意喚起用床材（点字ブロック）の適切な管理、手話通訳や車いす介助などにより、誰もが安心して利用できる施設の運営を進めます。

県立施設の整備に当たっては、利用者の意見聴取など、県民の参加を積極的に進めます。

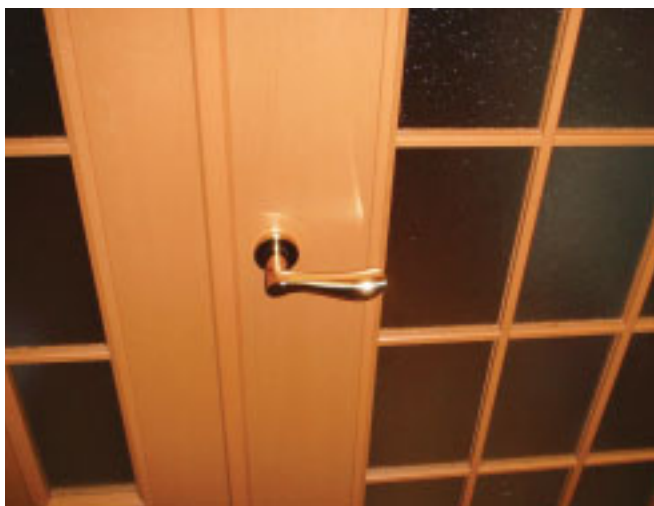
国民文化祭、国民体育大会、及び全国障害者スポーツ大会の会場整備などに当たっては、積極的にユニバーサルデザインへの取組を行います。

じゆうたく せいび 住宅の整備

けんえいじゆうたく しょうこうせつび せつち かいだんおよ じゆうこない て
県営住宅においては、昇降設備の設置、階段及び住戸内の手すりの
せつち つうろ かくほ だんさ かいしやう ひと ようい いどう
設置、通路の確保、段差の解消などにより、すべての人が容易に移動
かいてき く じゆうたく せいび すず
でき、快適に暮らすことのできる住宅の整備を進めます。

しちやうそんえいじゆうたく しょうこうせつび せつち かいだんおよ じゆうこない て
市町村営住宅について、昇降設備の設置、階段及び住戸内の手すり
せつち つうろ かくほ だんさ かいしやう ひと ようい い
の設置、通路の確保、段差の解消などにより、すべての人が容易に移
どう かいてき く じゆうたく せいび ようせい
動でき、快適に暮らすことのできる住宅の整備を要請します。

みんかんじゆうたく しょうこうせつび せつち かいだんおよ じゆうこない て せつ
民間住宅について、昇降装置の設置、階段及び住戸内の手すりの設
ち つうろ かくほ だんさ かいしやう ほどこ いつてい きじゆん み じん
置、通路の確保、段差の解消などが施された一定の基準を満たした民
かんちんたいじゆうたく せいび じよせい とも じゆうたく か
間賃貸住宅の整備に助成すると共に、住宅のユニバーサルデザイン化
かん じよせいせいど しょうかい ふく じやうほうていきやう つと ひと ようい
に関して助成制度の紹介を含めた情報提供に努め、すべての人が容易
いどう かいてき く じゆうたく せいび そくしん
に移動でき、快適に暮らすことのできる住宅の整備を促進します。



レバーハンドル

まる まわ
ドアの丸いハンドルは、すべて回しに
くいことがあります。レバーハンドル
では、すべらず、かる ちから あ
では、すべらず、軽い力でドアを開ける
ことができます。また、荷物で手がふさ
がっていても、ひじなどをつか
あけ
開けることができます。

(カ) 商業地・観光地の整備

現状と課題

高齢者、障害のある人、子どもなど誰もが快適に買い物や観光のできる環境整備が求められています。

段差の解消や商品の展示の改善など、利用しやすい商業施設や観光施設が求められています。

接遇や案内表示など、ソフト面でも利用しやすい配慮が必要です。

取組の方向

商業地や観光地における、ホスピタリティあふれる接客サービスや、快適で利用しやすい施設設備の整備を促進します。

具体的な取組

誰もが山口県の文化や歴史に親しめるように、観光ボランティアの育成を進めます。

誰もが利用しやすい駐車場・多目的トイレ・休憩場所・案内表示などの整備を促進します。

だれ りょう しょうひんひょうじ せつきやくとう めん せいび そくしん
誰もが利用しやすい商品展示、接客等のソフト面の整備を促進しま
す。

くるま でんどう とう りょう ぜんてい しょうぎょうち
車いす、ベビーカー、電動カート等の利用を前提とした、商業地や
かんこうち めんてきせいび そくしん
観光地の面的整備を促進します。

かんこうち ひょうじ おんせいあんない せいび そくしん
観光地におけるわかりやすい表示や、音声案内の整備を促進しま
す。



あきよしどういりぐち かいしゅう 秋芳洞入口の改修

しゅうほうちょう
(秋芳町)

くにしていとくべつてんねんきねんぶつ しょうにゅうどう あきよしどう
国指定特別天然記念物の鍾乳洞「秋芳洞」で
くるま ひと はい
は、車いすの人やベビーカーでも入りやすいよ
うに、いりぐち さんばし か か こうじ おこな
うに、入口の栈橋の架け替え工事が行われてい
ます。

こうじまえ いりぐち きゅうこうばい すべ くるま
工事前は、入口が急勾配で滑りやすく、車い
すでのかんこう こんなん かいしゅうこうじご ぜん
観光は困難でしたが、改修工事後は、全
くかん しょうにゅうどう はい なか かんこう
区間ではありませんが鍾乳洞に入って中を観光
することができます。

(3)ものづくり

(ア)利用しやすい製品の開発

げんじょう かだい 現状と課題

じゅうらい せいひん こうれいしゃ しょうがい ひと りょう
従来の製品は、高齢者や障害のある人に利用しにくいものもありま
す。

とりくみ ほうこう 取組の方向

こうれいしゃ しょうがい ひと さまざま いけん はんえい しんたいてき とくせい
高齢者や障害のある人などの様々な意見を反映して、身体的な特性
しょうがい おお ひとびと とも りょう あんぜん せい
や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい安全な製
ひん かいはつ ふきゅう つと
品の開発と普及に努めます。

くたいてき とりくみ 具体的な取組

けんきゅうかいはつ 研究開発

さん がく こう きょうどう こうりよ せいひんかいはつ
産・学・公が協働して、ユニバーサルデザインに考慮した製品開発
すす
を進めます。

ぎじゆつしえん
技術支援

ものづくりに携わる事業者とその従業員等を対象にした、ユニバーサルデザインの研修を進めます。

ふきゆうけいはつ
普及啓発

事業者や研究機関等に対して、ユニバーサルデザインを考慮したもののづくりについて、情報提供や講演会開催等により普及啓発を進めます。

(イ) ユニバーサルデザイン製品の利用促進

現状と課題

共用品(P55)等ユニバーサルデザイン製品は、その利点などの情報が少ないこともあり、十分に普及しているとは言えません。

取組の方向

消費者にユニバーサルデザイン製品の情報を提供し、ユニバーサルデザイン製品の利用促進を進めます。

具体的な取組

県民、事業者、行政等に、ユニバーサルデザイン製品の具体例や使用方法、利点などについて情報提供を行い、利用を促進します。

(4) サービス・情報の提供

(ア) 利用しやすいサービスの提供

現状と課題

高齢者や障害のある人など、サービスの受け手に応じた対応が求められます。

行政サービスは利用窓口が分散するものや、手続きが複雑なものなど利用者にとって分かりづらいものがあることから、利用者への配慮が求められています。

取組の方向

サービスの受け手の特性に応じた対応方法をとるなど、きめ細かいサービスを提供します。

サービスの利用窓口や、利用手続きを簡潔にわかりやすくし、ワンストップサービス(P59)の導入なども目指します。

具体的な取組

窓口で、サービスの受け手の特性に応じたコミュニケーション手段を取るなど、利用者への配慮を行います。

でんししんせい とどけで とりくみ しょうらいてき
電子申請・届出の取組などにより、将来的なワンストップサービス
じつげん ねんとう お りよう ぎようせい ていきよう つと
の実現も念頭に置いた、利用しやすい行政サービスの提供に努めます。

かくしゆぎようせいてつづ かんそかすす ぎようせい りようてつづ かんけつわ
各種行政手続きの簡素化を進め、行政の利用手続きを簡潔に分かり
やすくします。

たざさ ぎようせい じぎようしゃ じゆうぎよういんとう いしきけいはつすす
サービスに携わる行政、事業者、従業員等への意識啓発を進めます。

(イ) 分かりやすい情報の提供

現状と課題

高齢者や障害のある人などに配慮した、分かりやすく利用しやすい情報の提供が求められています。

聴覚や視覚に障害のある人に配慮して、情報を提供する必要があります。



視覚障害者向けIT講習会

やまぐちけんもうじんふくしきょうかい しものせきし
(山口県盲人福祉協会 下関市)

コンピューターの文字情報を読み上げる「音声ブラウザ(P54)」等を使って、視覚に障害のある人もインターネットを利用しています。絵の情報については、音声ブラウザに対応していないため、文字情報で説明する配慮が求められます。

なお、コンピューターの文字キーの「F」「J」、テンキーの「5」には、さわっただけで分かるように印がついています。

取組の方向

文字の大きい印刷物や、音声ブラウザ(P54)に対応したホームページなど、分かりやすく利用しやすい情報提供を行うための取組を進めます。

さいがい かか じょうほう じゅうよう じょうほう ちょうかく しかく しょうがい
災害に関わる情報など、重要な情報については、聴覚や視覚に障害
ひと はいりよ じょうほうていきよう おこな
のある人に配慮して、情報提供を行います。

ぐたいてき とりくみ 具体的な取組

いんさつぶつ ゆうびんぶつとう じょうほうていきよう あ おお もじ しょう
印刷物、郵便物等による情報提供に当たっては、大きな文字の使用、
はいしよく はいりよ ず え へいよう ふうとうとう かたお かこうとう
配色への配慮、図・絵の併用、封筒等へのエンボス（型押し）加工等
か すす
のユニバーサルデザイン化を進めます。

あんないひようじとう じょうほうていきよう あ どういつてき ひようじほうほう さいよう
案内表示等による情報提供に当たっては、統一的な表示方法の採用、
おんせいあんない おんせいしんごう へいよう おお ひようじ はいしよく はいりよ ず え
音声案内・音声信号との併用、大きな表示、配色への配慮、図・絵の
へいよう しょくちず せつち あんないひようじ ほうほう せつちばしよ せつち たか
併用、触知図の設置など、案内表示の方法や設置場所、設置する高さ
はいりよ すす
への配慮を進めます。

とう じょうほうていきよう あ しかく
インターネットホームページ等による情報提供に当たっては、視覚
しょうがい ひと こうれいしゃ はいりよ おんせい たいおう おお も
障害のある人や高齢者などに配慮した音声ブラウザ対応、大きな文
じ しょう はいしよく はいりよ がいこくご え もじ ず え へいよう けいたいつうしん
字の使用、配色への配慮、外国語や絵文字・図・絵の併用、携帯通信
たんまつ たいおう すす
端末への対応などを進めます。

けん おこな ほうそうとう じょうほうていきよう あ も
県が行うテレビやラジオの放送等による情報提供に当たっては、文
じ ほうそう おお もじ しょう はいしよく はいりよ おこな
字放送、大きな文字の使用、配色への配慮などを行います。

はくらんかい びじゆつてん てんらんかい とう かいさい あ だれ
博覧会・美術展・展覧会・イベント等の開催に当たっては、誰もが
てんじぶつとう じょうほう せつ かんきよう ととの ひつよう おう しゆわつうやく
展示物等の情報に接しやすい環境を整えます。必要に応じて手話通訳、

ようやくひっき てんじしりよう あんないひようじばん しゅうだんほちよう じょう
要約筆記、点字資料、案内表示板、集団補聴システムなどによる、情
ほう
報のユニバーサルデザイン化を進めます。

がいくご せんもんようご しょう さ
わかりにくい外国語や専門用語の使用をできるだけ避け、わかりや
ことば じょうほういきよう すず
すい言葉による情報提供を進めます。

さいがい じ ことう きんきゆうじたい かつよう こうれいしゃ しょう
災害・事故等の緊急事態において、e-メールの活用など高齢者や障
がい かつ たい じょうほういきようしゅだん かくほ つと
害のある方などに対する情報提供手段の確保に努めます。

ほじよきかいはつかいはつ しえん ようせい
補助機器開発の支援やパソコンボランティア(P57)の養成などに
だれ じょうほうこうかん しえん つと
より、誰もがコンピューターによる情報交換ができるように支援に努
めまます。



はくないしょう ぎじたいけん 白内障の疑似体験

しきさい とくやまし
(私輝彩 徳山市)

こうれいしゃ おお はくないしょう あおいろとう だんせい
高齢者には多い白内障では青色等が、男性
おお しきもう あかいろ みどりいろとう しきべつ
に多い色盲では赤色、緑色等が、識別しに
くくなっており、はいしよく はいりよ もと
くくっており、配色への配慮が求められ
ます。

しやしん いろ こうれいしゃかい かんが
写真は、色をとおして高齢社会を考える
かつごう やまくちけんふくし しょう
活動により、山口県福祉のまちづくり賞を
じゆしょう みんかんだんたい しきさい しょうがくせい
受賞した民間団体「私輝彩」による小学生
はくないしょうぎじたいけんかい ちゅうおう ひと こ
の白内障疑似体験会です。中央の人や子ども
も が持っているのは疑似体験用の眼鏡です。

(5) 社会参加

(ア) イベント開催時等の配慮

現状と課題

イベント等を開催する際には、高齢者、障害のある人、妊産婦、子どもを連れた人など誰もが参加できるような配慮が求められます。

取組の方向

誰もがイベント等に参加できるように、移動手段、会場設営、運営面での配慮を行っていきます。

具体的な取組

イベントを開催する際には、高齢者、障害のある人、妊産婦、子どもを連れた人などに配慮したイベント会場までの移動手段の確保、仮設スロープ・託児室・休憩所の設置、車いすやベビーカーの貸し出し、介助・手話通訳等のボランティアの配置、わかりやすい表示などの配慮を進めます。

県がイベントの後援をする際には、主催者側にユニバーサルデザインへの配慮を要請していきます。

こくみんぶんかさい こくみんたいいくたいかい ぜんこくしょうがいしや たいかい
国民文化祭・国民体育大会・全国障害者スポーツ大会などのイベン
かいさい はいりよ おこな
ト開催においては、ユニバーサルデザインへの配慮を行います。

せんきよ さい どうひようじよ かせつ せつち だれ どうひよう
選挙の際には、投票所への仮設スロープの設置など、誰もが投票し
かんきようせいび ようせい
やすい環境整備を要請します。

(イ) 就労環境の整備

現状と課題

障害のある人、高齢者、女性などにも働きやすい就労環境の整備が必要

取組の方向

施設、設備、運用等、ハード・ソフト両面から働きやすい環境整備を進めます。

具体的な取組

施設又は作業場における段差解消・通路の幅や高さの確保・昇降手段の確保、設備による障害がある人への対応や省力化、情報伝達手段の確保、就労環境の整備について啓発を進めます。

県職員や教員採用試験の実施に当たっては、必要に応じて手話通訳の試験会場への配備などを行います。また、県が実施する資格試験についても、実施に当たり、必要に応じて、障害のある人の受験に対して配慮を行います。

多様な就業形態を可能とするため、小規模事業者の経営相談に応じ
るなどにより在宅ワークやSOHO(P56)の支援を進めます。

(ウ) 子育て環境の整備

現状と課題

子どもの健全な成長を図るため、子育てしやすい環境づくりの整備が求められます。

取組の方向

子育てや子どもに配慮した住環境の整備など、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

具体的な取組

公共的施設等におけるオムツ替えコーナー・授乳室などの整備や、ミルク用のお湯の提供などを進めます。

子どもが身近に利用できる遊び場、運動場等を確保するため、幼稚園・保育所・小中学校などの体育施設や校庭等の開放について要請します。

子どもや子ども連れの人々が安心して過ごすことのできるように、各種の公園の整備を進めるとともに、身近な市町村の公園等の整備を促進します。

子育て家庭がゆとりのある住宅に入居できるよう、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を促進します。



授乳室

(山口宇部空港ビル株式会社 宇部市)

福祉のまちづくり条例では、乳児連れのひとに配慮して、集会所や店舗等の大規模施設には授乳室を設置するように定めています。

写真左は授乳用ソファ、写真右はオムツ替えシートです。

(エ) 介助しやすい環境の整備

現状と課題

簡単な介助や、応対方法の配慮、補助具の使用などにより、高齢者や障害のある人などの行動範囲が大きく広がります。

誰もが利用しやすい施設や設備の整備を計画的に進めていくとともに、運営方法の工夫などにより利用しやすい施設とすることが求められています。

取組の方向

補助具の使用や、介助がしやすい環境整備を進めます。

具体的な取組

公共的施設の新築・改築等に当たっては、介助しやすい広さを確保した多目的トイレなどの整備を進めます。集会所等の新築・改築等に当たっては、聴覚障害がある人に配慮した要約筆記(P58)の作業場所やスクリーン掲示場所の確保などにも配慮した整備を進めます。

高齢者や車いすを使用する人などが公共的施設を利用する際には、可能な範囲で簡単な介助を行うなど、誰もが利用しやすい施設の運営に努めます。

こうれいしゃ しょうがい ひと かいじょしゃ かいてき りょう
高齢者や障害のある人や介助者にも快適に利用できるユニバーサル
しょうひん ふきゆうけいはつ おこな
デザイン商品の普及啓発を行います。

まちなが かんたん かいじょ おこな とう ふきゆうけいはつ おこな
街中での簡単な介助を行うボランティア等の普及啓発を行います。



パソコン要約筆記(P58)の通訳 ふうけい 風景

やまぐちけんちょうかくしょうがいしやじょうほう やまぐちし
(山口県聴覚障害者情報センター 山口市)

ちょうかく しょうがい ひと しゅわ わ
聴覚に障害がある人のうち、手話が分か
ひと すく しゅわ
らない人は少なくありません。また、手話
りかい ひと しゅわ み あいだ
が理解できる人も、手話を見ている間はメ
と
モを取ることができません。

こうえんかいどう さ
このため講演会等では、スクリーンや作
ぎょうばしよ かくほ うえ はなし ないよう ようてん
業場所を確保した上で、話の内容の要点を
ひつき つた ようやくひつき おこな ちょうかく しょう
筆記して伝える要約筆記を行い、聴覚に障
がい ひと はいりよ ひつよう
害がある人に配慮する必要があります。

6 推進にむけて

(1) 県の取組

ユニバーサルデザインは、まち、施設、もの、サービス、情報など、幅広い生活環境を対象にしているため、県民、NPO(P54)、事業者、国、市町村等と連携しながら、総合的な施策展開を進めます。

県自身も、施設、物品、サービスを提供する事業者であることから、率先してユニバーサルデザインの取組を進めます。

また、国に対して、ユニバーサルデザインに関するガイドラインの作成や多彩な推進施策の展開を要請します。

県庁各部局の連携

各部局の取組にユニバーサルデザインの考え方を反映させるとともに、全庁的な推進組織として「山口県福祉のまちづくり推進委員会」を開催し、この下で各部局が連携し、全庁的なユニバーサルデザインへの取組を推進します。

また、山口県福祉のまちづくり推進委員会は、ユニバーサルデザインへの取組の進行管理を行います。

外部意見の反映

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、山口県福祉のまちづくり推進協議会等外部委員による協議会等からの提言を受け、県の取組に反

えい ひつよう おう じぜんせつめいかい かいさい
映させるとともに、必要に応じて事前説明会の開催、パブリックコメン
トの実施等を通じ、県民の意見を反映させていきます。

じょうほうしゅうしゅう じょうほうていきよう 情報収集と情報提供

ちようさ けんきゆう たんとうしゃ こうりゆうどう じょうほう しゅうしゅう つと
調査・研究や、担当者の交流等による情報の収集に努めるとともに、
シンポジウムやフォーラム等の開催を通じ、県民への積極的な情報提供
を行います。

けんみん じぎょうしゃ くに しちようそんとう じょうほう いけんこうかん おこな
また、県民、NPO、事業者、国、市町村等と情報・意見交換を行い、
ユニバーサルデザイン推進についての協働を進めます。

(2) けんみん じぎょうしゃ しちようそんとう きたい 県民、NPO、事業者、市町村等への期待

けんみん きたい 県民への期待

だれ かいてき く すす
誰もが快適に暮らしていけるユニバーサルデザインのまちづくりを進
めるためには、ひとりひとりがお互いを理解し、尊重し、思いやることが
たいせつ
大切です。

うえ かつどう ふくし とう さんか
その上でNPO・ボランティア活動、福祉のまちづくり等へ参加する
ことを期待します。

けんみん じぎょうしゃ かつどう しえん かんが
また、ユニバーサルデザイン商品の積極的な利用や、サンキューメー
ル(P56)等により事業者の活動を支援することなども考えられます。

NPO等への期待

非営利活動を行うNPO、社会福祉協議会等の団体に対しては、まちづくりや福祉の分野等における社会貢献活動を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する重要な担い手となるよう期待します。

事業者への期待

施設、製品、サービス、情報などの利用者は、誰もが、安全で快適に利用できる配慮を求めています。

事業者に対しては、様々な利用者が求めている配慮を行った施設、製品、サービス、情報などの提供を期待します。

市町村への期待

ユニバーサルデザインへの取組に当たって、住民に一番身近な市町村への期待は大きいものがあります。市町村に対しては、各種サービスの提供など、具体的な取組を積極的に行うことを期待します。

また、市町村が地域住民の意見を取り入れながら、事業者、市町村民と連携して、計画的なまちづくりを進めることを期待します。



用語解説

本文中で () 印がついている用語の解説です。50音順

あ行

エヌピーオー

NPO (Non Profit Organization) P 1 5

民間非営利組織。営利を目的としない民間組織で、保健、医療又は福祉、社会教育、まちづくり、文化、芸術又はスポーツ、環境の保全、災害救援、地域安全、人権の擁護又は平和、国際協力、男女共同参画社会、子どもの健全育成、情報化社会、科学技術振興、経済活動活性化、職業能力の開発又は雇用機会の拡充、消費者保護、等の様々な分野で社会貢献活動を行う。

エルイーディー

しんごうき

LED (Light emitting diode) 信号機 P 2 8

発光ダイオード (LED) を使用した信号機。電球式の信号機に比べて、カラーレンズが不要であり、日が当たっても色が発色しないことから見えやすく、また、消費電力が少ない。

おんせい

音声ブラウザー P 4 1

視覚に障害のある人がホームページを利用する際に、ホームページの情報を作成音声で読み上げるコンピューターソフト

か行

がくしゅうしやうがい

学習障害 (LD : Learning Disabilities) P 1 0

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用が著しく困難な状態。

その原因として、中枢神経系の機能障害があると推察されている。

共用品・・ P 3 8

何らかの障害や生活上の不自由さがある人もない人も共に利用しやすくなっている製品

交通バリアフリー法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 4

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律。平成12年5月17日制定）

高齢者、身体障害者、その他妊産婦などが、交通機関を円滑に利用できるように、駅、空港等の新築時の配慮、低床バスの導入、市町村による基本構想の作成などを求めている。

ぎよう さ行

サイトライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1

客席から舞台を見るさいの仮想線。車いすの人の客席前の観客が立ち上がった場合でも、車いすの人に舞台が見えるような視線の確保が求められます。

触知図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 9

視覚に障害がある人のための案内図。配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行う。

サンキューメール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 2

事業所のお客様係に、事業者の対応の良さや配慮に対する感謝の手紙等を出すこと。事業者がユニバーサルデザインへの取組を続けていくための励みになります。

SOHO (Small Office Home Office) ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4 6

情報通信技術を活用して事業活動を行っている個人事業者又は小規模事業者。

ぎょう
た行

タウンモビリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 6

電動カートや車椅子などを、障害のある人やお年寄りなど移動が困難な人に貸し出し、商店街を中心とした施設を利用しやすくするシステム

注意欠陥 / 多動性障害 (ADHD : Attention-Defict / Hyperactivity Disorder) ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 0

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。その原因として、中枢神経系の機能障害があると推察されている。

電動カート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 5

電動スクーター、電動三輪車、電動四輪車とも。歩行者と同じ扱いになり、運転免許証がなくても利用できる。 タウンモビリティ

ぎょう な行

ノンステップバス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

くるま しょうごう
車いすやベビーカーでも利用しやすいように、床面を低くして、乗降
ぐち だんさ じようこうぐち かいだん
口のステップ（段差）をなくしたバス乗降口に階段（ステップ）のない
バス。ワンステップバスとあわせてていしやう
低床バスといわれる。

ぎょう は行

ハートビル法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

こうれいしや しんたいしやうがいしやとう えんかつ りやう とくていけんちくぶつ けんちく そくしん
（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進
かん ほうりつ へいせい ねん がつ にちせいてい へいせい ねん がつ にちかいせい
に関する法律。平成6年6月29日制定、平成14年7月12日改正。）

こうれいしや しんたいしやうがいしや とうふとくていたすう もの り
高齢者、身体障害者などが、デパート、ホテル等不特定多数の者が利
よう けんちくぶつ えんかつ りやう しんちくじ はいりよ もと
用する建築物を円滑に利用できるように、新築時の配慮を求めている。

へいせい ねん かいせい いつていきほいじやう ふとくていたすう ひと りやう けん
平成14年の改正では、一定規模以上で、不特定多数の人が利用する建
ちくぶつ しんちくじ はいりよ ぎむ
築物について、新築時の配慮が義務づけられた。

パソコンボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 43

こうれいしや しょうがいしやとう ざいたくこうざ じつし こうれいしや
高齢者や障害者等へのパソコン在宅講座の実施などにより、高齢者や
しょうがいしや じどう りやうしえん おこな
障害者、児童へのパソコン利用支援を行うボランティア。

バリアフリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

にちじようせいかつ しかいせいかつ さまた さまざま しょうへき と のぞ
日常生活や社会生活を妨げる様々な障壁（バリア）を、取り除くこと。

ポケットパーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26

しがいち しょうきぼ こうえん
市街地などにつくられる小規模な公園

ぎょう
や行

やまぐちけんふくし じょうれい
山口県福祉のまちづくり条例・・・ P 1
こうれいしや しょうがいしやとう みずか いし じゆう こうどう びやうどう さんか
高齢者、障害者等が、自らの意思で自由に行動し、平等に参加するこ
とのできる社会を構築していくことを目的として、平成9年3月に制定さ
れた県条例。多数の者が利用する建築物、道路、公園、路外駐車場につ
いて、整備基準を定めている。子育てに配慮した授乳室の整備なども求
めている。

はく
山口きらら博・・・ P 5
へいせい ねん ねん やまぐちけん あじす ちよう きらめ みらい
平成13年（2001年）に、山口県阿知須町で「いのち燦めく未来へ」
をテーマに開催された地方博覧会。ユニバーサルデザインへの様々な試
みが行われた。

ユニバーサルデザイン・・・ P 1
こうれいしや しょうがい かた ふく ひと りよう
高齢者や障害のある方などを含めたすべての人が、はじめから利用し
やすいように、施設、もの、サービスなどに配慮を行うという考え方。
アメリカの建築家、ロン・メイスが提唱。ユニバーサルデザインの7原
則(P2)を参照

ようやくひつき
要約筆記・・・ P 5 0
ちようかくしょうがい ひと はなし ないよう ようてん ひつき つた
聴覚障害のある人のために、話の内容の要点を筆記して伝えること。
こうえんかいとう ちようかくしょうがい ひと ようやく ないよう とう
講演会等では聴覚障害のある人のために、要約した内容をスクリーン等
に映し出します。

ぎよう ら行

ライター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

ユニバーサルデザインのひとつ。腕に障害があり、両手でマッチを使って火をつけることができない人のために考え出された。

ロン・メイス (Ron Mace, Ronald L Mace) ・・・・・・・・ P 3

建築家でユニバーサル・デザインの提唱者。

ノース・カロライナ州立大学のユニバーサルデザイン・センターを設立するなど、ユニバーサルデザインの普及に努めた。

ぎよう わ行

ワンステップバス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

車高が低く設計しており、乗降口に階段（ステップ）が一段あるバス。ノンステップバスと合わせて低床バスといわれる。

ワンストップサービス・・・・・・・・・・・・・・・・ P 39

1箇所かしよで、さまざまなサービスていきようを提供すること。

(資料)「山口きらら博」での試み

きらら博で行われた、「ユニバーサルデザイン」の主な取組は、次のとおりです。

施設や設備での取組

山口きらら博の会場づくりに当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設・設備整備が行われました。

段差のない会場と休憩所

博覧会の会場通路や各施設の出入口は、すべて段差をなくしました。

また、スロープの途中などに、高齢者や障害のある人などに配慮して、多くの休憩所を設けました。

メインゲート

車いすやベビーカーに対して、特別に専用のゲートを作るのではなく、10か所すべてのゲートで通過可能な幅を確保しました。

多目的トイレ

20か所のトイレすべてに、車いす使用者だけでなく子ども連れの方などにも配慮した、男女別の多目的トイレを設置しました。

多目的トイレには、小児用便器やおむつ替えシートなどを備え付けました。

さらに、横たわった状態や、足を投げ出した状態などで利用できる札幌式トイレや、人工肛門・人工膀胱保有者（オストメイト）の利用に対

応^{おう}じた^た多^た目的^{もくてき}トイレ^{せいび}の整備^{おこな}も行^{おこな}いました。

の^のもの^{もの}ゆう^{ゆう}ぐ^ぐ 乗り物・遊具

会場^{かいじょうない}内^{じゆんかい}を巡回^{ゆうらんしや}する遊覧車^{つき}の「きららトレイン」・月^{うみ}の海^{おうだん}を横断^{つぎ}する
ゴンドラ^{ゆうぐせつび}リフト^{だいがんらんしや}の「きらゴン」・遊具^{ゆうぐせつび}施設^{だいがんらんしや}の「大観覧車」は、いずれも
車^{くるま}いす^{じょうしや}での乗車^{かのう}が可能^{かのう}でした。

きららバス

博覧会^{はくらんかい}会場の外周^{がいしゅうどうろ}道路^{じゆんかい}を巡回^{りよう}するバスの「きららバス」は、4両^{りよう}すべ
てが乗降^{じょうこうぐち}口に段差^{だんさ}のないノンステップバス^{ノンステップバス}でした。

こうしゅうでんわ^{こうしゅうでんわ}・じどうはんばいき^{じどうはんばいき} 公衆電話・自動販売機

車^{くるま}いす^{ひと}の人^{ひと}や子^こども^{りよう}が利用^{ひく}しやす^いいように、低^{ひく}い位置^いに公衆電話^{こうしゅうでんわ}を設^{せつ}
置^ちしたり、ボタ^とン^だや取^とり出^{ぐち}し口^{ひく}を低^{ひく}くした自動販売機^{じどうはんばいき}を設^{せつち}置^ちしました。

みず^{みず}べ^べ 水 辺

「いのち^{いけ}の池^{いけ}」や「月^{つき}の海^{うみ}」では、棧橋^{さんばし}やボ^{さん}ードウ^{ばん}オーク^くなどにより、
車^{くるま}いす^{みずべ}やベ^{みずべ}ビー^{ちか}カー^{ちか}でも水^{みず}辺^べに近^{ちか}づける^{ちか}ようにしました。

すこやかほほえみプラザ

山口^{やまぐち}県^{けん}健康^{けんこう}福祉^{ふくし}部のパビリオン「すこやかほほえみプラザ」では、「み
んなにやさしいパビリオン」をめざし、手話^{しゆわ}のできる案内^{あんない}係^{がかり}の常時^{じょうじ}配置^{はいち}、
シアター^{くるま}ゾーン^{しやうしや}への車^{しやうしや}いす^{ようせき}使用者^{ふくおん}用^{せいたい}席^{おうせき}・副^{じまく}音^{たい}声^{おうせき}対^じ応^じ席^じ・磁^じ
気^きループ^{しゆうだん}による集^{ほちよう}団^{そう}補^{せつち}聴^{せき}装^{もう}置^も設^も置^も席^もを設^もける^もなどきめ細^{こま}かい配^{はい}慮^{りよ}に取^とり

く
組みました。

運営、情報やサービスでの取組

山口きらら博の運営に当たっては、「ホスピタリティーにあふれた運営」が基本方針のひとつとされ、この基本方針に従って、ユニバーサルデザインに配慮した運営が行われました。

分かりやすい案内

会場内に6か所の案内所を設け、パビリオンやサービス施設などの案内をしました。

総合案内所では、手話通訳の対応も行いました。

また、聴覚障害のある人などへの情報サービスとして、4か所に電光掲示板を設置するなど、誰にも分かりやすい案内表示を心がけました。

車いす等の貸し出し

高齢者や障害のある人などのための車いすの貸し出しや、子ども連れの人などのためのベビーカーの貸し出しを行い、多くの人の利用がありました。

託児サービス

乳幼児を連れた人のために託児サービスを行い、多くの人の利用がありました。

きら たい 燦めき隊(ボランティア)

ボランティアが常駐して、車いす介助、手話、筆記通訳などを行いました。



くるま かいじょ 車いす介助ボランティア

へいせい ねん ねん かいさい
平成13年(2001年)に開催された
やまぐち はく だんさ かいじょう たもく
山口きらら博では、段差のない会場や多
てき せいびとう くるま か
目的トイレの整備等のハードと、車いすの貸
だ くるま かいじょとう
し出しやボランティアによる車いす介助等
のソフトが、いつたい はいりよ おお
のソフトが、一体となった配慮により、多
くの人(ひと)が楽しむことができました。

(資料) バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリーとユニバーサルデザインの違いは、次のように考えられます。

バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
定義	特定の人（障壁）となっているものを取り除く	はじめから、誰にとっても障壁のないように配慮する
対象者	高齢者、身体に障害のある人などの特定の人	年齢・性別・身体・国籍などに関わらない、すべての人
バリアの考え方	バリアがあることを前提（バリアで使えない人がいる）	バリアがないことを前提（みんな使えるのが当たり前）
整備の度合い	他の人と同じように使えば良い 最低限度の整備になりやすい	誰もが、より安全、安心、快適な整備を進める
問題点	特別な人への逆差別を生む恐れがないとは言えない 構造的、空間的な条件の制約が大きい 対応のコストが高くなりやすい	個々に異なる個別の障害への対応が難しい 重度の障害への対応が難しい

(資料) バリアフリーとユニバーサルデザインの事例

バリアフリーとユニバーサルデザインを事例で考えると、次のとおりになります。

バリアフリーとユニバーサルデザインの事例

バリアフリー （対象となる特定の人）	ユニバーサルデザイン （対象はすべての人）
めがね、コンタクトレンズ （弱視）	大きな文字等の表示
リフト付きバス （下肢障害）	ノンステップバス （注1）
手話付き放送 （聴覚障害）	字幕付き放送
障害者用階段昇降機 （下肢障害）	障害者対応エレベーター （注2）
低い高さの水飲み場 （下肢障害・子供）	高さの異なる水飲み場の併設 （注3）

注1 ノンステップバス：乗降口に階段（ステップ）がないバス

2 障害者対応エレベーター：手すり、低い位置の操作盤、音声案内、車いすが乗降できる幅や広さの確保などの配慮があるエレベーター

3 高さの異なる水飲み場の併設：一つのもので、すべての人を対象にできない場合は、「組み合わせ」により対応します。

「案内板」の文字と絵文字・外国語などの「組み合わせ」もユニバーサルデザインです。

(資料) 福祉のまちづくりの経緯

福祉のまちづくり条例、指針の経緯

名 称	制 定	概 要	整備の 対象	対象者の考え方
環境整備の手引き ～共に生きるまち づくりのために～	S63.3	ハンディキャップの ある人に配慮した環 境整備のための指針	建物 道路 公園	障害者を含めたすべ ての県民
福祉のまちづくり 環境整備指針	H 7.3	障害者をはじめ誰 もが利用しやすく、 建築物・道路など の面的整備を進め るための指針	建物 道路 公園	障害者にやさしい まちづくりは、高 齢者、児童、妊産 婦などすべての人 にやさしいまちづ くりにつながる
福祉のまちづくり 条例	H 9.3	県・事業者・県民 の責務、施策の基 本方針、公共的施 設の整備に必要な 事項を定めた	建物 道路 公園 駐車場 (注)	高齢者、障害者、 妊産婦、病弱者、 乳幼児を連れた人で、 けが人、児童などで、 日常生活又は社会 生活に身体の機能 上の制限を受ける 者

(注) このほか、事業者は「設置する公共的施設又はその供給する物品若しくは役務」につ
いて、高齢者、障害者等の利用の便宜を図り、又はその利用に配慮するように努める」

こととされています。

公共的施設・・・病院、ホテル、道路、公園など多くの人利用する施設

山口県ユニバーサルデザイン行動指針（素案）に係る パブリックコメントの概要

1 パブリックコメントの実施状況

募集期間

平成14年12月20日（金）から平成15年1月20日（月）まで（1ヶ月間）

公表方法等

県庁1階の刊行物センター（閲覧コーナー）、各地方県民相談室、各健康福祉センター、障害福祉課に素案を備えつけるとともに、県のホームページに素案を掲載し、県民の皆さんが自由に閲覧できるようにしました。

募集方法

ハガキ・封筒、ファックス、Eメール等で意見・提案を募集しました。

2 提出意見の状況

18件の意見・提案をいただきました。

内容

事 項	件 数
施策の方向に関するもの	18
計	18

3 パブリックコメントによる意見の反映結果について

施策の方向に次の事項を位置付けました。

- 要約筆記への配慮
- 山口県福祉のまちづくり条例やハートビル法の基準に基づいた施設整備
- 在宅ワークやSOHOへの支援
- 学習障害（LD）児、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児に対するコミュニケーション手段の配慮等
- コンピューターによる情報交換の支援

やまぐちけんけんこうふくしぶ しょうがいふくしか
山口県健康福祉部 障害福祉課

〒753-8501 やまぐちしたきまち 山口市滝町 1 - 1

TEL 083-933-2760

FAX 083-933-2779

E-mail a14100@pref.yamaguchi.jp

